

# 静岡市建築基準法施行細則の一部改正について（案）の概要

## 1 規則等の案の題名

静岡市建築基準法施行細則の一部改正について（案）

## 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条、第 12 条、第 53 条、第 87 条の 2、第 87 条の 3

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 14 条の 2、第 16 条

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の 4、第 10 条の 23

## 3 改正（案）の趣旨及び内容

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）が令和元年 6 月 25 日施行されたことから、静岡市建築基準法施行細則（平成 15 年静岡市規則第 229 号）について、次のような内容の改正をすることを予定しています。

### （1）特定の建築物を定期報告の対象となる建築物を指定する旨の規定を設けます。

建築物の安全対策と、適切な維持管理のため、建築基準法では、特定の建築物について、定期報告を義務付ける制度が設けられています。

定期報告の対象となる建築物は、建築基準法第 12 条第 1 項の規定により、①「同法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの」及び②「①以外の建築物で特定行政庁が指定するもの」とされていますが、同法が改正され、同法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物が、これまでの「床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの」から「床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの」に変更されたことにより、これまで定期報告の対象となっていた建築物の一部が定期報告の対象外となりました。

しかし、静岡市においては、建築基準法が改正されたことにより定期報告の対象外となった建築物のうち、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、飲食店、料理店については、市民の安全を確保する等の観点から、定期報告の対象とすべきであると考えことから、これらの建築物を定期報告の対象となる建築物として特定行政庁である市長が指定する旨の規定を設けます。

### （2）建築基準法の改正により新設された認定又は許可の申請に係る添付図書を定めます。

建築基準法の改正により新設された次の認定又は許可の申請について、それぞれ次の図書を添付しなければならないこととします。

ア 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定（建築基準法第87条の2第1項及び第2項）

公図写し

イ 建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可（建築基準法第87条の3第3項、第5項及び第6項）

付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図

ウ 前面道路から後退して壁面線の指定を行った場合等における建蔽率制限の緩和に係る許可（建築基準法第53条第5項）

公図写し、付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図、構造図、日影図、防災避難計画書、区域図（法第53条第5項第2号又は第3号の規定による許可を受けようとする場合に限る。）

**（3）建築等の許可の申請に係る申請書の提出通数を変更します。**

静岡市建築基準法施行細則第25条各号に掲げる許可の申請（建築等の許可の申請）に係る申請書の提出通数を、現在の正本2通及び副本1通から、正本1通及び副本1通に変更します。

**4 関連する資料**

別紙のとおり

**5 施行日**

令和元年9月中に施行する予定です。